

3 2 1

この調査は、事業所ごとの調査ですからこの事業所（店舗）だけについて記入してください。  
箇面の記入注意をよく読んで記入してください。  
○欄は市区町村で記入してください。※欄は記入しないでください。

## 昭和45年商業統計調査

秘密

## 商業調査票丙

(飲食店用)

票番	産業分類	符号
※	※	※

申告者  
調査員経由  
市区町村→都道府県→通商産業省

2. 1. この調査は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づく指定統計調査で、すべての商店はこの義務があります。調査表を作成するためには、個人の調査票は、徴税その他直接申告者は不利な関係を生ずるような目的に使用されることは絶対にありません。この調査票は從事する者が調査の内容を他にもらすことは法律により固く禁じられています。

市区町村番号	調査区番号	整理番号
○	○	○

(飲食店用)

1. 商店名および商店所在地	(電話)	局番
都道府県 市区郡 町村	区町村	号番地
2. 経営組織		
該当する番号を○でかこんでください。		
3. 商店の開設年		
1. 該当する番号を○でかこんでください。 2. 昭和20年以後に開設した商店は実際の開設年を記入してください。 3. 昭和43年以前に開設した商店は開設した月まで記入してください。		
1. 昭和19年以前 2. 昭和 年 月		
4. 従業者数		
イ 個人事業主、家族従業者または有給役員 ロ 常時雇用従業者 人		
イ、ロの合計 人		
5. 年間商品販売額		
百億十億億千万百万十万万千円		
(昭和44年6月1日から昭和45年5月31日までの1か年間)		
6. 業種		
1 食堂 2 日本料理店 3 西洋料理店 4 中華料理店、その他の東洋料理店 5 そばうどん店 6 すし屋 7 料理店 8 料理店 9 酒場・ビヤホール 10 喫茶店 11 その他の飲食店		
備考	申告者の記名および押印	調査員押印

## 通商産業省

## 記入注意

## 一般事項

- 調査票には、青インクまたは黒インクを用いて、明りように記入してください。
- 調査の期日（昭和45年6月1日）に休業している商店もこの調査票を提出してください。

## 調査事項

## 4. 従業者数

- 従業者は、昭和45年6月1日（または、これに最も近い給与締切日）現在で、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。なお、便宜他の事業所から派遣されてきている者を除き、他へ派遣している者を含めます。また、長期欠勤者で1か月以上かかる給与も受けていなかったものは在籍者であっても含めません。
- 「家族従業者」とは、事業主の家族であって、給与を受けないで主としてこの店の業務に従事している者をいいます。
- 「有給役員」とは、会社では社長、副社長、専務取締役、常務取締役、監査役、また団体では理事長、専務理事、常務理事、監事であって、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。ただし、会社の取締役、団体の理事は便宜「常時雇用従業者」に含めます。
- 「常時雇用従業者」とは、一定の期間を定めないで、または1か月以上の期間を定めて雇用している者をいいます。個人事業主の家族であって給与を支払われている者もここにはいります。また、日または1か月以内の期間を限って雇用した者でも4月、5月にそれぞれ18日以上雇用し、または昭和44年12月から45年5月までの6か月間において通算して60日以上雇用した者はここに含めます。

## 6. 業種 飲食店の業種分類表

業種名	定義	例示
1 食堂	主として主食をその場所で販賣させる店（日本料理店、西洋料理店、中華料理店、その他の東洋料理店を除く）	食堂、大衆食堂、めし屋、お好み食堂
2 日本料理店	主として特定の日本料理（そば、うどんを除く）をその場所で販賣させる店	てんぶら料理店、うなぎ料理店、川魚料理店、精進料理店、鳥料理店、釜めし屋、お茶漬屋、にぎり寿司屋、沖縄料理店
3 西洋料理店	主として西洋料理をその場所で販賣させる店	グリル、レストラン、フランス料理店、ロシア料理店、イタリア料理店
4 中華料理店、その他の東洋料理店	主として中華料理その他の東洋料理をその場所で販賣させる店	中華料理店、上海料理店、北京料理店、台湾料理店、満州料理店、中華そば店、ぎょうざ（餃子）店、朝鮮料理店、印度料理店
5 そばうどん店	主としてそばおよびうどんをその場所で販賣させる店	そば屋、うどん屋
6 すし屋	主としてすしをその場所で販賣させる店	すし屋
7 料理店	主として日本料理を提供し接待等で客に運営販賣させる店	料亭、割烹店、待合
8 バー・ナイトクラブ	主として酒類および料理を提供し接待して客に運営販賣させる店	カフェー、サロン、キャバレー、ナイトクラブ、バー
9 酒場・ビヤホール	大衆的設備を設け、主として酒類および料理をその場所で販賣させる店	大衆酒場、やきとり屋、おでん屋、もつやき屋、のみ屋、酒蔵、ビヤホール
10 喫茶店	主としてコーヒー、紅茶、清涼飲料および簡単な食事をその場所で販賣させる店	喫茶店、フルーツパーカー、音楽喫茶、純喫茶
11 その他の飲食店	主として大鍋、今川焼、汁粉、鶏湯など他に分類されない飲食料品をその場所で販賣させる店	休憩所、大福屋、今川焼屋、ところ天屋、氷水屋、甘酒屋、しる粉（汁粉）屋、ドライブイン